

基礎研 レポート

保険契約会計基準は保険会社 の primary picture を描きうるか ～ 保険契約会計基準の再公開を巡って ～

保険研究部 主席研究員 荻原 邦男

(03)3512-1777 ogihara@nli-research.co.jp

1—はじめに

I A S B（国際会計基準審議会）は6月に保険契約会計に関する公開草案を再公開した。1997年に検討が開始されたこのプロジェクトは、2010年7月に公開草案を公表したが、その後も基本的な修正提案が行われたこともあって、今回、再公開となった。10月25日までにコメントを求めている。

なお、ほぼ同時期に、I A S Bと共同で検討してきたF A S B（米国会計基準審議会）も保険契約会計に関する最初の公開草案を発行し、意見を募集した（期限は同一）。単一の保険会計基準設定のために努力が傾けられてきたが、負債評価の区分を始め基本的な点で折り合っておらず、一つの基準にまとまる可能性は低そうである。関係者の発言からもその困難さがうかがわれる¹。

表題はI A S Bが概念フレームワークの検討の際に述べた用語を借用したものだが、当レポートでは、再公開草案の概要を紹介し、重要と思われる点について私見を記すとともに、主要な像(primary picture)²を描きうる財務諸表とするため今後さらに必要とされる点について言及することとしたい。

2—IASBの再公開草案の概要

今回の再公開では会計基準の全般にわたる意見を求めるのではなく、下記の主要な点に絞って意見を募集した。

- 保険期間の途中において、将来の給付・経費等の見積もりに変更が生じた場合の負債評価の取扱い
- 金利変動による負債評価変動額を純損益ではなくその他の包括利益に計上する取扱い
- 資産運用の結果に応じて保険給付が変動する保険に関する負債評価の取扱い
- 保険契約に関する収益及び費用の表示方法
- 最初の適用時における経過措置

以下、これらの点について説明する。

¹ I A S Bが行ったG 2 0への国際会計基準に関する進捗報告(2013年2月)において、保険契約会計基準についてF A S Bとの間で折り合わなかった事実を認めた。その要因のひとつとして、I A S Bは保険契約会計基準を早急に必要としたのに対し、F A S Bはすでにある（米国G A A P中の）基準の修正を行うだけで良かったという出発点の相違を挙げている。

² 概念フレームワークの議論において、「純損益は、企業の財務業績の主要な像を伝達するもの」との原則が謳われている。

はじめに、保険契約会計において最も重要な、責任準備金（将来の支払のために現在保有すべき必要額）の算定方法を説明したい。

責任準備金は、「①将来の支払い給付・経費の現在価値額」から「②将来の収入保険料の現在価値額」を控除した額を複数のシナリオで算出し、それらの発生確率による重み付き平均をとったものが中心である。これに、

最良推定負債額	将来キャッシュアウト・フロー（保険金給付金、経費等）の現在価値から、将来キャッシュイン・フロー（保険料収入）の現在価値を控除した額を、複数のシナリオにより確率加重した見積もり額
リスク調整	企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価
履行キャッシュ・フロー	
契約サービス・マージン	企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未獲得の利益の額
責任準備金	

「リスク調整」と呼ばれる、将来の不確実性を取るための対価を加えて求められる。

契約締結時点では、保険料には安全性が見込んであるので、責任準備金の額である「（①将来の支払い給付・経費の現在価値額）－②将来の収入保険料現在価値額）＋リスク調整」は負の値になるのが普通である（さもなければ保険料不足である）。マイナスの負債を計上すれば、その分は利益となってしまう。これは加入時点では未実現の将来利益の計上につながることから、利益と同額を責任準備金に加算することで責任準備金をゼロとし、利益計上を行わないこととしている。そのうえで、加算額は将来にわたって繰り延べ、計画的に償却、つまり利益計上していくこととした。この額を「契約サービス・マージン」³と呼ぶ。言い換えれば、これは、「将来発生するが現時点では未稼得の利益予想額」といえる。

1 | 将来キャッシュ・フローの見積もり変更に伴う契約サービス・マージンの修正

さて、当初の公開草案では、保険期間の途中で将来の死亡率等の見積もりが変更された場合、それを直ちに現在価値評価に反映するが、「契約サービス・マージン」は従来基準で償却を続けることとしていた。しかし、将来キャッシュ・フローの見積もりの変更は、これを未稼得利益である「契約サービス・マージン」に加減算することがむしろ妥当であるとの考え方に変更した。例えば、将来の死亡率上昇が見通せたとすれば、将来給付の現在価値を高めるとともに、その増加額を「契約サービス・マージン」から差し引くわけである。変動を吸収する役目を「契約サービス・マージン」に負わせたのである。この結果、責任準備金の総額は変動しない。なお、契約サービス・マージンが負になることは認められないので、その場合は負債額を増加させ純損益に反映しなければならない。

（以上の点の妥当性が論点となっているが、基本的には妥当なものと考えられる。）

2 | 負債額の変動のうち評価利率の変動にかかるものの取扱

当初の公開草案では、（市場金利を反映した）評価利率の変動に伴う負債評価額の変動は直ちに純損益に反映することとしていた。この結果、損益のボラティリティが高まることから、これを低減すべきであるとの意見が多く寄せられた。これを受け、IASBは、負債額の変動のうち評価利率の変

³ 従来は「残余マージン」(residual margin)と呼ばれていた。再公開草案の策定にあたって、これを「契約サービス・マージン」という用語に変更したが、その趣旨は、利益の繰延であるというイメージを弱め、保険料中に含まれる正当なマージンを評価することを明確にする、ということなのであろう。

動に関するものは「その他の包括利益」(以下、OCIと略記)とする方法を採用した。同時に、IFRS 9号(「金融商品」)を修正し、一定の条件を満たす債券について、OCI計上を伴う公正価値評価を認めることが暫定決定されたのも保険契約会計を念頭に置いたものであった。(わが国の生保会社はOCI計上を継続して支持してきている。)

なお、このOCI計上は選択制ではなく義務とされたことから、対応負荷が大きく、また複雑化するとして、海外の関係者からは強制に反対⁴の意見も見られるようである。

3 | 有配当契約の負債評価の問題

これは、保険給付が負債に対応する資産のリターンに依存するような契約について、どのような負債評価を行うことが資産評価との関係で適切か、という問題である。(詳細は再度取り上げる)

4 | 収益・費用の表示の問題

当初の公開草案において、「要約マージン・アプローチ」に基づき表示することとされていたが、保険料や保険金といった契約の規模を示す要素が無いところから適切性を欠くとの批判があった。再公開草案では、こうした規模に関する要素を一定程度入れた案となっている。

IASBは収益項目として、「保険契約収益」と呼ばれる新しい概念を導入した。これは、「①契約サービス・マージンの変動+②リスク調整の変動+③予想される保険金/費用」で求められる集計項目である(つまり、③の「当期に支払いが予想される保険金や費用の想定額」を中心として、これに①の契約サービス・マージンの当期償却額、②のリスク調整の解放額を加算したものである)。現行であれば保険料収入を収益に計上するところを、これに代えて、「保険契約収益」という集計額を収益に計上するものとした。(下記図表参照)

2010年の公開草案			2013年の再公開草案
<ul style="list-style-type: none"> ・契約サービス・マージンの変動 ・リスク調整の変動 ・実額調整 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・契約サービス・マージンの変動 ・リスク調整の変動 ・予想保険金/費用 - 発生保険金/費用 	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約収益 - 発生保険金/費用
= 営業損益			= 営業損益

(注) **契約サービス・マージンの変動**

契約加入時に算定した契約サービス・マージンの当期の償却額

リスク調整の変動

「企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価」の当期解放額

保険契約収益

①契約サービス・マージンの変動+②リスク調整の変動+③予想保険金/費用
で求められる中間項目

(以下、資料はすべてIASBに基づく)

注目すべきは、予想保険金には「投資要素」を含めないという点である。投資要素は、保険料の一部を契約者に還元するだけのものであり、利益には関係しないという考え方である。(例えば、満期保

⁴ なお、IASBの理事の一人は、主として当該事項を理由に再公開草案を否決する意思表示を行っている。

険金は投資要素の還元であり、発生保険金には含まない。妥当性を含め詳細は後述。)

5 | 経過措置

これは新しい会計基準を適用する際に、既存の契約をどのように取扱うかという問題である。すなわち、契約サービス・マージンは過去に依存する数値であるところから、これらをどのように扱うかというテーマである。

3——再公開草案の全体的評価(私見)

1 | 評価原則の明確化は前進

再公開草案の大きな特徴は、二つの評価原理の導入を明確にした点である。つまり、バランスシート上の負債評価は足元の情報をできるだけ反映した経済価値的なものにする一方で、損益計算書は償却原価的の評価に基づいた評価を行うことを明確にし、その差額は「その他の包括利益」(OCI)項目で調整する方法を採用した点である。

バランスシート面では、負債の経済価値的評価を進めており、これは前進であろう。その一方で、損益計算書では、負債の評価利率を加入時のものでロックインしたいいわゆる償却原価に近い評価とし、評価利率の変化によって生じた責任準備金の変動は、各期の純損益ではなくその他の包括利益に計上することとした。このことは保険会社とりわけ長期契約を保有する生保会社にとっては、その長期性を考慮した妥当な評価と考えられる。

振り返れば、当初は出口価格を出発点に経済価値ベースの会計基準を目指したが、収益認識プロジェクトとの関係もあって、損益面では顧客対価たる保険料を重視する原価主義的スキームが採用されたと言えるだろう。当初の公正価値的評価で損益をとらえる方向は、金融危機等の経験を踏まえて妥当な所に落ち着いたと言えるかもしれない。

2 | 複雑化が進み、実務的な負荷は相当に高まる懸念

こうした原価主義的な損益評価を採用しながら、これを達成するために負荷を要する近似的手法が随所に用いられ、本質と離れたところに経営資源投入を求められる案となっている印象を受ける。

たとえば、「契約サービス・マージン」⁵を巡る取扱は相当に負荷がかかるものとなりそうである。これは、前述のとおり、通常の評価では初期時点で発生してしまう利益を発生させないようにするためのものであり、その後の期間において償却することが求められている。(米国GAAPの保険会計で見られる繰延新契約費(DAC)は費用の繰り延べ処理であるが、こちらの契約サービス・マージンは利益の繰延で、その後の期間において適切な基準に基づいて償却(利益計上)される。)

この償却には色々な比例要素を考えることができる。再公開草案では、「契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法」で行うこととされているが、これは複合的

⁵ 契約サービス・マージンが発生する要因は、保険料中に保険会社の利益が組み込まれているからという説明がなされる。しかし、これだけの要因ではない。負債計算に際して将来のキャッシュ・フローとして保険契約に直接関係する経費しか対象にしないところから、保険料中の、契約に直接関係はしないが保険会社経営に必要な間接的経費に充てる部分は契約サービス・マージンを構成することになる。

な要因の詳細記述が困難なことから、原則主義的な記述に留めているのであろうか。

また、(後述するように)有配当契約に関してキャッシュ・フローの分離が求められることになるとすれば、実務的な負荷は契約サービス・マージンの償却以上のものとなるだろう。

3 | 基準としての明瞭性が十分に確保されていない懸念

後述するように、有配当契約に関する取扱は記述が曖昧で、基準としての明瞭性が確保されていない印象を受ける。また、全般に基準の抽象性と適用指針等の具体性とのギャップが大きすぎるように感じられる。

4——各論レベルの論点

1 | 収益・費用の表示

(1) 企業活動成果を表示するものとして適切か

損益計算書⁶は財務諸表の基本であるべきところ、今回の再公開草案は、利源別の分析表のような印象を受ける。保険料や保険金といった項目がなければ、一般の財務諸表利用者の理解も進みにくいのではないかと懸念される。

保険料収入をそのまま収益と見なすことについては、たしかに会計理論からすれば疑問符がつくのであろう。しかし、保険料項目の内訳を示すことが仕組み上難しいという制約を考慮しつつ、顧客との契約上の対価額である保険料を損益計算書の基本項目に使用してきたわけで、現実的に機能してきたことも一方で事実であろう。したがって、保険料項目から出発して、調整項目を加減算することで、再公開草案における収益項目を再現することができれば、それが最適なものになるのではないか。現行の損益計算書とできるだけ連続性のある取扱が工夫できないものだろうか。

(2) 投資要素の扱い

たしかに、貯蓄部分を除くという発想は分からない訳でもない。例えば米国GAAPでは団体年金などの商品は保険料を収益に計上せず直接負債に計上する処理が行われている。しかし、再公開草案で主張されている、例えば終身保険の保険料を貯蓄部分と危険負担部分に分離するといった手法は、損益計算書に表示するものとして適切さを欠くのではないか。

①保険金支払に含まれる投資要素の還元分は非表示にすることから、例えば満期保険金は表示されないし、死亡保険金も全額ではなくその契約の責任準備金を差し引いた額が表示されることになる。これでは保険会社の動向を表示する財務諸表となりにくいのではないか。

②また、仮に、一時払保険料を受け入れて、年金の支払いだけを行う会社があったとすると、この会社の損益計算書には何が表示されるのだろうか。確定年金だけで生存要素が何もない場合は保険とは言えないから何も表示しなくて良いという考え方もありうるが、生存を条件にした終身払い年金の場合は生存率の状況によって損益が発生するはずである。これはどのように表示されるのか。つまり、一定の時点で生存していることを条件に給付するという保険はいくらもあるし、これに伴う生存損益

⁶ 正確には、一計算書方式であれば「純損益およびその他の包括利益計算書」であるが、ここでは慣用的に損益計算書と記述する。

が表示されないことになる。

③さらに言えば、脱退に伴う損益も発生するはずである。とりわけ一定の脱退率を基礎率として組み込んだ商品では、予定脱退率と実績脱退率の差による損益が発生するが、これらもなんらかの調整項目を設けて損益を表示する必要があるだろう。

I A S Bは、保険機能のうち死亡保障機能に重点を置きすぎている印象を受ける。もう少し汎用的な容れ物にすべきではないかと考えられる。

2 | 金利費用の取扱

既に述べたように、将来の死亡率などの給付率や経費支出の予想の見直しは可能で、これに基づいて最良推定負債部分を変更するとともに、この修正による評価差額は契約サービス・マージンで調整することとされている。ところが金利要素については、(バランスシート上の負債評価額は足下の金利が適用されるものの)、損益計算に反映される金利費用に使用する利率は加入時のものを変動させないこととしている。すなわち、60項(h)において、(有配当契約以外の)利息費用は当初契約時の評価利率⁷に沿って行うこととされている。

危険差益や費差益関連項目の見積もり変更と同様に、当初の見積もりから大きく乖離する不測の事態も考慮して、金利費用に使用される評価利率についても変更できる選択肢を残しておくことが望ましいのではないかと⁸、と考えられる。

3 | 有配当契約の問題

(1) 評価利率の取扱

評価利率については、25項で原則を述べ、26項(a)⁹で次のように規定する。「保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期又は不確実性が、基礎となる項目¹⁰に対するリターンに完全に又は部分的に依存している範囲」において、当該キャッシュ・フローに対する割引率は「資産リターンに依存する程度を反映すべき」とされている。

注意すべき点は、まず、この適用範囲が下記の(2)に示す負債測定の特別取扱の適用対象よりも広いものとなっている点である(詳細後述)。

もうひとつは、評価利率の定めかたがきわめて原則主義的なものとなっている点である。もちろん、

⁷ 現行の利差損益との関連で付記すれば、当初契約時の評価利率とプライシングに用いた予定利率の差に由来する部分は契約サービス・マージンの償却として実現されるので、

(運用利回り - 当初契約時の評価利率) + 契約サービス・マージンの償却のうち利息の差に依る部分

≒ 運用利回り - プライシングに用いた予定利率

となるわけである。

有配当契約の場合は、後述するように、資産運用の成果が給付に変動を及ぼす場合にあっては、当該キャッシュ・フローについては評価利率を更新することとされているが、無配当契約の場合にはそうした方法は認められていない。

⁸ 言い方を変えれば、金利を要因とした追加責任準備金計上(適用利率の修正)の選択肢を残しておくべきということである。I A S Bで議論され否定された経緯にあるが、経過措置における契約サービス・マージンの評価方法の議論との関連においても、今後再検討が必要と考えられる。

⁹ 26項(a) 「保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期又は不確実性が、基礎となる項目に対するリターンに完全に又は部分的に依存している範囲で、負債の特性はその依存を反映している。したがって、当該キャッシュ・フローの測定に用いる割引率は、当該依存の程度を反映しなければならない。」

¹⁰ 基礎となる項目 (underlying items) とは、負債に対応した(下支えする)資産の意味である。

有配当の仕組みは各国で差異があり、配当を定める際の裁量の余地については千差万別である。また連動に対する監督規制も様々である（例えば、利益との関係について何らの規制を持たない国もあれば、ドイツのように利源別に利益に対する還元の下限を定める国もある。わが国における相互会社に対する規制では、利益全体に対する還元割合の下限（20%）を定めている）。このため、有配当契約の取扱を一つに統一することには無理が伴う。従って、原則主義的な表現にせざるを得ない側面も理解されるが、もう少しガイダンス的な項目があってもよさそうに思われる。

(2) 有配当契約の負債評価

33 項、34 項に”有配当契約”の範囲、負債評価方法が定められている。対象となる保険契約は、二つの条件を満たすことが求められている。

- ①基礎となる項目（運用資産）の保有を要求し、かつ、
 ②保険契約者に対する支払と当該基礎となる項目(運用資産)に対するリターンとの連動を定めている場合

問題は、「連動を定めている (specify a link)」の解釈である。これについては、「実質的な条件のすべて（契約、法律または規制のいずれかから生じたものであれ）を考慮することにより判定しなければならない」としているところから、判断に属する問題となる。ユニット・リンク型商品（変額年金等）がこの対象であることは間違いない。しかし、もっと緩やかな連動となっている契約（例えば、わが国の有配当契約）については判断に幅がありそうである。わが国の相互会社にあつては利益の20%以上を還元することを求めていることを根拠に、「実質的に」範囲を広げて対象と考えることもできるし、場合によっては、その裁量性が高いところから、「実質的な」連動度合いを判断して該当しない、とする見方もあるだろう¹¹。

さて、33 項に該当する場合、当該契約のキャッシュ・フローを、①資産リターンに直接連動するもの、②間接的に連動するもの、③連動しないものに分離して、次の処理を行うこととされている。

保有が求められ、リンクが特定されるもの

ユニットリンク型保険契約など

	①資産リターンに直接連動するもの	③間接的に連動するもの(オプション部分)	②連動しないもの(固定額)
負債額の測定	基礎項目を参照して決定(ミラーリング・アプローチ)	・リスク調整後割引率で現在価値計算	・リスク調整後割引率で現在価値計算 ・直近の割引率で算定した負債額と当初認識で適用した割引率を用いた現在価値額との差額はその他の包括利益として認識
金利費用	基礎項目を参照して決定(ミラーリングアプローチ)	カレントの割引率で算定	当初に決定した割引率を用いて算定

¹¹ 2011年5月のIASBのUpdateでは、ユニット・リンク型契約と有配当契約について同一の評価をすべきことを暫定決定した、とある。BC49項でも、FASBがユニット・リンク契約について踏み込んだ議論をしているのと対照的に、IASBはユニット・リンク契約について他の（つまり自己株式等の特定取扱以外の）具体的な要求事項を提案していない、としている。したがって、有配当契約もユニット・リンク型と同様の分類とする意図かもしれないが、記述に曖昧さがあると言える。

また、上記を満たさない¹²が、給付が運用成果により変動する場合は次の処理になる。

リンクはするが保有が求められないか、運用成果により給付が変動するが特定のリンクではないもの		
	①資産リターンに連動するもの	②連動しないもの
負債額の測定	・リスク調整後割引率で現在価値計算	
金利費用	当初に決定した割引率(ただし、当該基礎項目のリターンの変動が当該キャッシュフローの金額に影響を与えると予想する場合には、当該キャッシュフローについてその割引率を更新する)を用いて算定	当初に決定した割引率を用いて算定

なお、BC47 項では、ミラーリングアプローチの説明として「それらの条件に該当する場合には、IASB は、それらの履行キャッシュ・フローを基礎となる項目の帳簿価額のうち関連する部分と同額で測定することを企業に要求することにより、測定及び表示における会計上のミスマッチを除去することを提案している」と記している。仮にわが国の有配当契約が前者のタイプのものであるとしても、このミラーリングアプローチを現在の利差益配当の算定の仕方と整合的に定めるのは困難と考えられる。しかもキャッシュ・フローの分離など実務的な負荷が大きいのではないか。

(3) 配当財源と負債との関連に関する問題

英国の有配当契約(With-profits)では、キャピタルゲインが発生などを要因に運用成果が好調な場合、その時点では契約者や株主への還元は確定しないものの、将来的には還元することを根拠としてFFAと呼ばれる勘定にこれらの増分を留保する実務を行っている。このため、保険会計基準における議論のなかで、従来行っていたように、資産の増加を見合う額を負債に計上できないかとの提言を行ったようである。つまり、これらを契約サービス・マージンに含めることの是非が議論されたが、IASBはこれを否定した(2012年12月)。その理由は、再公開草案BC40項によれば、契約サービス・マージンはサービスを履行する前に保険料を受領することにより生ずる時間価値を反映するだけにすべきであって、運用実績と予定との差額と言った要素を反映すべきではない、これは経営意志で変わりうるからである、というものである。

短期的な変動を平準化して、長期的な観点から契約者還元を図るというビジネスモデルは一般的とも考えられるが、今回の会計基準がそれに応えるものになっているかどうかは疑問が残る。

(4) その他(相互会社の資本を巡るIASBの見解には疑問)

再公開草案BCA62項によれば、「相互会社が契約者に配当をすることを定めている場合は、資本はゼロであり、利益は発生しない」と記述されている。これは現在のビジネスモデルにそぐわないもので、会計が業務を規制するような話である。相互会社の資本の位置づけに関しては、1980代後半に米国アクチュアリー会でプロジェクトを組成して検討したこともあるテーマである。相互会社の資本は、

¹² 例えば、指数連動契約で、当該資産の保有を必ずしも求められないものが、これに該当する。

リボルビング・ファンド・モデル（継続契約者により順次負担する方法）と、全加入者が少しずつ積み上げる方法（エンティティ・キャピタル・モデル）により形成されるとする二つの考え方がある。実態からすると、わが国はじめ諸外国の生保相互会社は後者の方式で資本を有していると考えられるとされている¹³。いずれにせよ、IASBの見解は現実と齟齬があるのではないだろうか。

5—おわりに(今後の検討にあたって求められる視点)

筆者は相当以前であるが、保険会計基準を扱ったレポート¹⁴において、公正価値評価の目的適合性、信頼性、比較可能性といった概念フレームワークが定める財務諸表に求められる要件を改めて検証する必要性を記した。既に触れたように、すべてを公正価値評価に従うというよりも、目的に沿って適用する評価原則が明確化され、目的適合性の点では大きく前進した。しかし以下の点については、引き続き検討が求められているものと考えている。

1 | 比較可能性をどう捉えるか

今回の再公開草案の採用により、比較可能性は現状に比べ向上するのだろうか。

これに関して参考になるのは、斎藤教授が最近の論考¹⁵のなかで示された、国際会計基準の採用がただちに比較可能性を高めると考えることの危険性に関する記述である。「コンバージェンスの議論では、いくつかの素朴な誤解が混乱の大きな原因になってきた。会計基準が物差しだという比喻も、そのひとつかもしれない。それを揃えれば国際的にも情報は比較可能になるというのだが、物差しといっても適用に大きな解釈の余地を残した社会制度である。そこに周辺の法や規制、契約などがさまざまな誘因や歪みを与える以上、基準の統一は比較可能性を保証せず、周辺諸制度の統一という、これも最適水準は不明な作業と足並みを揃えなければ無駄なコストを強いる結果にもなる。」との指摘である。商品の多様性、配当制度の差異など、保険を巡る制度、規制の多様性を考えたとき、保険契約会計基準の議論においても同様の側面があり、その限界も踏まえる必要があるように感じられる。

また、比較可能性と実用性のバランスを考える上で参考となるのは、米国のあるアクチュアリー¹⁶による概略次のような発言である。「会社間の比較を求められた時、残念ながら、回答が理論的であればあるほど、比較は難しくなる。将来のキャッシュ・フローの現在価値予測は、いくぶんかは主観的にならざるを得ないところがあり、所詮可能なのはラフな推定であろう。会計基準の策定にあたっては、もう少し実用性に重点を置くべきである。例えば、少しの利率の動きにも感応的であるといふのであれば、理論的な正確性を追うことはコストの浪費につながりかねない側面がある。もともと期間構造を持った評価利率の採用は測定精度を上げることにはなるが、一方ではユーザーからみた比較可能性を下げるという側面がある。つまり、期間ごとの率を示されても直ちに比較ができないのである。会社間でもそうであろうし、時系列比較も難しくする。一つのアイデアとして、フラットな定率に換算した評価利率の開示を求めることも考えられるかも知れない」というのである。比較可能性と

¹³ 「生命保険会社における自己資本」（保険監督法研究会報告書Ⅱ、1992年8月）

¹⁴ 拙稿「[保険の国際会計基準を巡る動向](#)」（ニッセイ基礎研レポート2004年1月号）

¹⁵ 斎藤静樹「会計基準国際化の転換点」（証券アナリストジャーナル2013年9月号）

¹⁶ NY Life社のHenry Siegel氏の発言による。

<http://www.soa.org/Library/Newsletters/Financial-Reporter/2013/june/fr-2013-iss93.pdf> の20頁。

実用性のバランスに関する傾聴に値する意見のように思われる。

思えば、随所に比較可能性を確保するためのハードルがある。評価利率の定め方しかり、有配当契約における負債評価問題しかり、契約サービス・マージンの償却法などが典型であろう。比較可能性は当初から目標とされてきた視点であり、今後も重要であろうが、その限界も踏まえ、そこに必要以上にコストを掛けて複雑な計算を行うことの妥当性を再検討すべきではなかろうか。

2 | 複雑性の低減

再公開草案に盛られた手法の複雑性を考慮すると、得られた結果を関係者に適切に伝えることが難しくなっているほか、場合によっては決算業務がさらに時間を要し、必要とするタイミングで情報を提示できなくなる可能性すら考えられるのではないかと懸念される。

複雑さを増している領域として、既に述べた契約サービス・マージンや、有配当契約におけるキャッシュ・フローの分離、OCIの管理等があげられよう。実は、契約サービス・マージンにはすでに同趣旨の実施例がある。オーストラリアのMoS(マージン・オン・サービス)¹⁷と呼ばれる手法である。ただ、オーストラリアはスーパーアニュエーションなど貯蓄性商品の割合が高く、これにはMoSは適用されない。だからこそ実行できているという側面があるのではなかろうか。わが国のような保障性商品の割合が比較的高い国で、果たしてかけた費用に見合う便益が得られるのであろうか。

また、契約サービス・マージンの償却については想像が付き易いが、手法やその負荷について想像が付きにくいのは、有配当契約におけるキャッシュ・フローの分離ではなかろうか。理論的な面からの検討に加えて、費用対効果の測定を目的としたフィールドテストが必要となるだろう。

なお、契約サービス・マージンを将来法で再計算する手法や、有配当契約について分離を要しない手法を検討する動きが見られる。今後の議論の深まりに注目したい。

3 | 関連制度を踏まえた総合的な検討を

繰り返しになるが、財務諸表作成側には、実用性の観点から十分な検証を望みたい。会計基準は何よりも実務に耐えうるだけの堅牢さと実用性を備えていなければならない。また、保険計理の側からすれば、会計は表示という最後に位置するものであり何らかの情報加工をすればよい、と考えがちである。しかし、「言語が思考を規定する」という言葉があるように、会計という道具にもそのような側面があるのではないか。経営管理の仕組みのなかに入れてみて、全体としてよく機能するか検討が必要だろう。

また、企業の活動成果を測定する場合、原価的評価のベースによる損益評価が重要とはいえ、公正価値評価情報を考慮する必要があることは言うまでもない。リスク管理の基礎として会計情報がどのようにワークするのか観点も重要だろう。

さらに言えば、利害関係者への情報開示を一層進める観点から、現在行われているEV(エンベディッド・バリュー)などの補足的情報開示(supplementary disclosure)との関係を含めた検討が必要となるだろう(場合によっては整理統合が有効かもしれない)。とりわけ、EUやわが国で開示を行って

¹⁷¹⁷ 拙稿「[諸外国における生命保険負債評価の変貌\(その2\)](#)」(2005年;ニッセイ基礎研究所報) 87頁以降。

いる関係者にとっては重要なテーマであろう。

保険契約会計基準の重要性を考えれば、現実によく機能するものとすべく引き続き検討が求められ
だろうし、実際に行われるだろう。保険契約会計基準の再公開草案に寄せられたコメントや、それら
を受けた今後の議論に引き続き注目していきたい。